

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年11月5日

京都市長 門川大作

京都市規則第49号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成25年11月1日京都市条例第14号）の施行期日は、平成25年11月5日とする。

（文化市民局地域自治推進室）